○厚生労働省告示第百八十三号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年六月十日

厚生労働大臣　細川　律夫

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

第一　次に掲げる告示の規定中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」に改める。

一　職業能力開発促進法施行規則第六十五条の規定に基づく技能検定の実技試験又は学科試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲（昭和四十四年労働省告示第三十七号）第二条第二項の表

二　障害者の雇用の促進等に関する法律第二十四条第二項の厚生労働大臣が指定する試験及び厚生労働大臣が指定する講習（昭和六十三年労働省告示第二十六号）第一条第一号

三　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百二十八号）第一条第一項

四　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者福祉施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百三十九号）第一条第一項第一号

五　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十号）第二条第一号

六　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十一号）第一条第一号

七　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十二号）第一条第一号

八　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号）第一条第一号

九　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の五第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用支援センター助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十四号）第一条第一号

十　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等を定める件（平成十七年厚生労働省告示第四百五十二号）第一条第一号

十一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十五条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める助成金の額等を定める件（平成二十年厚生労働省告示第百五十二号）第一条

第二　職業能力開発促進法施行規則第三十九条第一号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する講習（昭和四十五年労働省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

本文中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改め、「の講習（」の下に「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の」を加える。

第三　次に掲げる告示の規定中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

一　介護雇用管理改善等計画（平成十二年労働省告示第百六号）第5の4

二　短時間労働者対策基本方針（平成二十年厚生労働省告示第二百八十号）第2の3の⑷ロ

第四　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）を次のように改正する。

別表補助金等の名称の欄中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費補助金」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金」に改め、「独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助金」を削る。

第五　次に掲げる告示の規定中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

一　障害者雇用対策基本方針（平成二十一年厚生労働省告示第五十五号）第4の2

二　高年齢者等職業安定対策基本方針（平成二十一年厚生労働省告示第二百五十二号）第3の1の⑶

第六　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年厚生労働省告示第三百九十四号）を次のように改正する。

題名を次のように改正する。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

第一条中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

第七　独立行政法人雇用・能力開発機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに厚生労働大臣が算定する金額の算定基準（平成二十二年厚生労働省告示第三百九十九号）を次のように改正する。

題名を次のように改正する。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに厚生労働大臣が算定する金額の算定基準

第一条中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

第八　次に掲げる告示を廃止する。

一　独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第十九条第三項等の規定に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構法第十一条第一項第二号及び第八号に規定する資金の貸付けに関し必要な事項（平成十六年厚生労働省告示第六十七号）

二　独立行政法人雇用・能力開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年厚生労働省告示第三百九十八号）

○厚生労働省告示第百八十四号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第七条第一項又は第八条第一項の規定に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が都道府県に職業能力開発促進センター等の機能を維持することができると厚生労働大臣が認める基準を次のように定める。

平成二十三年六月十日

厚生労働大臣　細川　律夫

独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が都道府県に職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を譲渡する場合に都道府県が職業能力開発促進センター等の機能を維持することができると厚生労働大臣が認める基準

厚生労働大臣は、都道府県が独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号。以下「廃止法」という。）附則第七条第一項又は第八条第一項の規定により独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から職業能力開発促進センター等（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センターをいう。以下同じ。）の用に供されている資産の譲渡を受け、廃止法附則第九条の規定により補助を受ける間、当該都道府県が、地域における求職者その他の労働者が引き続き必要な職業訓練を受ける機会を確保するとともに高度な職業訓練を効果的かつ効率的に実施するため次の各号に掲げる事項を確実に実施すると認められる場合に限り、当該譲渡を認めるものとする。

一　都道府県は、職業能力開発促進センター等の用に供されている資産の譲渡を受けた日の属する年度の前年度において独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施していた高度な職業訓練に係る科目、内容、定員等について、特段の理由のない限りこれらを縮減することなく、当該職業訓練の規模及び質を維持すること。